

津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル

津市危機管理部・健康福祉部
平成28年1月策定
(令和7年3月改訂)

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
1 定義	・ ・ ・ ・ ・	2
2 避難行動要支援者の要件	・ ・ ・ ・ ・	3
3 名簿作成の流れ	・ ・ ・ ・ ・	4
4 避難支援等関係者の取組の流れ	・ ・ ・ ・ ・	5
5 災害時に備えた平常時の対策	・ ・ ・ ・ ・	7
(1) 避難行動要支援者の所在情報や支援内容等の把握	・ ・ ・ ・ ・	7
(2) 個人情報の適切な管理	・ ・ ・ ・ ・	7
(3) 安否確認、避難誘導の支援	・ ・ ・ ・ ・	7
(4) 防災意識の啓発	・ ・ ・ ・ ・	8
(5) 情報収集・伝達手段の整備	・ ・ ・ ・ ・	9
(6) 避難行動要支援者の住宅の点検	・ ・ ・ ・ ・	9
(7) 支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	10
(8) 要配慮者が参加する避難訓練の実施	・ ・ ・ ・ ・	11
6 災害発生時の対応	・ ・ ・ ・ ・	12
(1) 避難行動要支援者の救出、避難誘導等の応急活動	・ ・ ・ ・ ・	12
(2) 避難情報等の伝達と安否情報等の収集	・ ・ ・ ・ ・	12
(3) 避難所の運営における支援	・ ・ ・ ・ ・	13
(4) 在宅の要配慮者に対する応急活動	・ ・ ・ ・ ・	13
7 避難行動要支援者制度に係るよくある質問	・ ・ ・ ・ ・	15
関連資料		
1 避難行動要支援者名簿情報提供関係資料	・ ・ ・ ・ ・	17
2 同報系防災行政無線の運用について	・ ・ ・ ・ ・	28
3 津市耐震化事業について	・ ・ ・ ・ ・	29
4 避難行動要支援者の特徴と支援のポイント	・ ・ ・ ・ ・	31
(1) 高齢者	・ ・ ・ ・ ・	31
(2) 視覚障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	34
(3) 聴覚障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	35
(4) 音声・言語機能に障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	36
(5) 肢体不自由のある人・平衡機能障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	37
(6) 内臓機能（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸）に障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	38
(7) 知的・発達に障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	39
(8) 精神障がいのある人	・ ・ ・ ・ ・	40
5 地域における避難行動要支援者避難支援事例	・ ・ ・ ・ ・	41
お問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・	42

はじめに

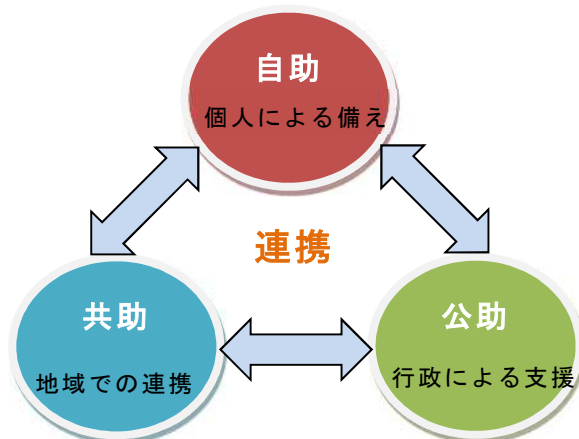
平成１６年の新潟・福島豪雨を始めとする水害では、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、災害時に何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者など「災害時要援護者」の防災対策が大きな課題として浮き彫りになり、国において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成１８年３月)が示され、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に向けた取組が進められてきました。

しかしながら、平成２３年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち６５歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍となるなど、課題も明らかとなりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成２５年の災害対策基本法の改正において、全国の市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられるとともに、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう規定が設けられました。

津市におきましては、平成２２年９月に「津市災害時要援護者登録制度実施要綱」を策定し、災害時等において、災害時要援護者が地域での支援を受けられるよう、地域における共助による避難支援体制づくりを促進してきましたが、東日本大震災の教訓や災害対策基本法の改正を踏まえ、「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」（以下「条例」という。）を平成２７年７月に制定しました。条例では、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ適切な避難支援等の実施を支援し、名簿情報を提供することに関し必要な事項を定めています。

この度、条例制定にあわせて、避難行動要支援者支援の全体計画として位置づける「津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル」を策定しました。地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取組にご活用いただけるよう具体的な取り組むべき内容をまとめているので、ご活用いただければ幸いです。



1 定義

(1) 要配慮者

高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく、被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する者を要配慮者といいます。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

(3) 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者を指し、津市では地域防災計画において、次の者を定めています。

自治会、自主防災組織、消防機関、民生委員、津市社会福祉協議会、警察署

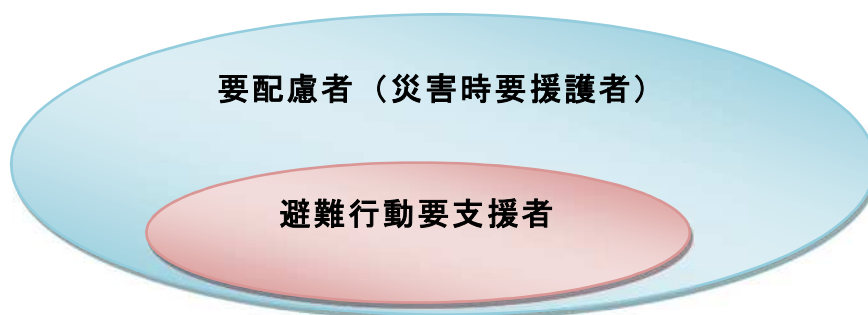
(4) 避難支援者

避難支援者とは、実際に避難行動要支援者の避難の支援を行う者をいいます。

(5) 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等を指します。

平成25年8月に改正された災害対策基本法においては、「災害時要援護者」という表現に代わって「要配慮者」、「避難行動要支援者」という表記が使用されていることから、津市においても、これまでの「災害時要援護者」を「要配慮者」、「避難行動要支援者」という表記に改めています。



2 避難行動要支援者の要件

津市における避難行動要支援者として対象となる方は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもので、以下のいずれかの要件に該当する者です。

- (1) 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者
- (2) 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者
- (4) 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている者
- (6) 障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護）を受けている難病患者
- (7) その他市長が必要と認める者

※ 津市では、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や自治会等の避難支援等関係者に市が保有する避難行動要支援者の名簿情報を提供できるよう、条例（津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例）を制定しました。

名簿情報の提供を受けた地域（団体）においては、名簿情報を活用し、支援が必要な方の実情に応じた個別計画を考え、災害時における犠牲者をなくすため、地域における支えあいを進めましょう。

3 名簿作成の流れ

(1) 名簿の作成

市で避難行動要支援者名簿に登載される対象となる方を整理し、避難行動要支援者名簿を作成します。



(2) 平常時から地域への情報提供を拒否するか確認

避難行動要支援者名簿に登載される方に通知し、地域への情報提供を拒否するかどうか確認します。

【情報提供を拒否する場合】

平常時から地域への情報提供を拒否する場合は、「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」（資料 1 - 1）を市へ提出します。

※ 拒否申出後に、「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書」（資料 1 - 4）を市へ提出することで拒否申出の撤回もできます。

(3) 平常時から提供する名簿情報の完成

「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」（資料 1 - 1）の提出があった方を除き、平常時から地域で活用する避難行動要支援者名簿が完成します。



(4) 名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は 2 種類作成します。一つは、(3)で作成した平常時から提供する名簿です。もう一つは、(2)で拒否の意思表示をした方の名簿です。災害時等に活用する名簿として厳重に封印した上で、災害時等のみ開封することを条件に消防機関、警察署に提供します。

※ 避難行動要支援者の氏名その他の避難行動
避難行動要支援者に関する情報については、毎年更新を行うものとします。

4 避難支援等関係者の取組の流れ

(1) 避難支援者の決定・周知

地域で取組を進めるためのメンバーを決めます。自主防災組織の役員もしくは、自治会役員や民生委員等の地域の実情を把握している方が主要な避難支援者となります。

役員等の避難支援者に避難行動要支援者の周知を行い、避難行動要支援者を支援するための理解・協力を得て、その進め方について検討します。

(2) 避難行動要支援者の所在把握

市から提供された名簿を確認し、避難行動要支援者がどこに住んでいるのかわかるように地図に表示するなどして所在を把握します。また、名簿に登載されている方が、施設に入所しているケースがあるため、避難行動要支援者の居所を確認する必要があります。



(3) 避難行動要支援者宅への訪問

災害時の支援を円滑に行うには日頃からのコミュニケーションが重要です。まずは、避難支援者等で避難行動要支援者宅を訪問するなどして、必要な支援内容の確認を行い、個別避難計画（資料１－５）や避難行動要支援者避難支援活用シート（資料１－６）を活用するなどし、状況把握を行います。なお、個別避難計画（資料１－５）や避難行動要支援者避難支援活用シート（資料１－６）を作成する際には、避難行動要支援者から作成及び提供に係る同意の取得が必要です。

訪問して聞き取った情報は、災害時に必要な支援を行うためのものであり、目的外には使用しないことをお伝えします。

(4) 支援内容の検討

(2)で作成した地図や(3)で確認した内容をもとに、避難行動要支援者の近隣に住む避難支援者または班などで、直接、支援できる体制を築きます。

支援体制が整ったら、避難行動要支援者が必要とする支援内容を行うための方法を検討し、個別避難計画

（資料１－５）へ反映するなどし、具体化します。必要に応じて防災学習



会を行うなど、災害を受けた場合に地域がどのような状況になるのか住民一人ひとりがイメージできるようにしましょう。

(5) 支援内容・支援方法の確認

支援方法が具体化したら、避難行動要支援者を直接支援する避難支援者または班で、避難行動要支援者を訪問し、コミュニケーションを図るとともに、支援内容・方法の確認を行います。

(6) 避難訓練（防災訓練）

避難行動要支援者に避難訓練参加の声かけを行い、実際に安否確認や避難誘導が上手くいくかを確認します。



(7) 日頃からの声かけ

日頃から声かけやあいさつをするなど、平常時から避難行動要支援者と避難支援者との良い関係を築くよう努めましょう。

(8) 災害発生時の対応

▼ 災害に関する情報提供、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出活動などあらかじめ決めた支援を行います。

5 災害時に備えた平常時の対策

(1) 避難行動要支援者の所在情報や支援内容等の把握

災害時に、避難行動要支援者の安否を確認し、適切な援助を迅速に行うことができるよう、避難行動要支援者の把握が必要になります。市から提供された名簿をもとに、日頃から所在情報や必要な支援内容等を把握しておくことは、安否不明者の捜索、救出に役立てることが期待できます。

(2) 個人情報の適切な管理

市から提供された名簿は、災害時における情報提供、安否確認、避難誘導、救出活動等、また災害時におけるこれらの活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等の目的以外で使用することや、第三者に提供することはできません。

名簿・台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはなりません。支援者でなくなった後も同様です。

台帳等を紛失することのないよう部外者が容易に持ち出すことや見ることができない場所へ厳重に保管するとともに、その内容が、支援に関係しない人に知られることがないよう適切に管理しなければなりません。コピーをして避難支援者に渡すと、名簿が散在してしまうため、コピーは禁止させていただきます。

また、原則として自治会館や名簿管理者の自宅等で、鍵のかかる金庫や机、キャビネットなど施錠できる場所に名簿情報を保管してください。

万が一、市が提供した名簿の全部又は一部を紛失したときは、直ちに市福祉政策課（☎ 2 2 9 - 3 1 5 0）に報告してください。

なお、災害対策基本法による秘密保持義務についても遵守してください。

【参照】災害対策基本法 第四十九条の十三 抜粋（秘密保持義務）

第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 安否確認、避難誘導の支援

避難行動要支援者の安否確認、避難誘導を迅速・的確に行うため、以下の点に注意し、個々の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め

るなど、具体的な避難支援の方法を避難行動要支援者本人と一緒に確認しておくことが重要です。

ア 誰がどのような手段で避難情報を伝えるのか。

イ 誰が誰の避難支援をするのか。

ウ どこへ避難させるのか。

エ 名簿を平常時は誰が管理するのか。

(4) 防災意識の啓発

災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、日頃の防災対策が重要であり、そのためには防災意識の向上が不可欠です。避難行動要支援者の避難支援対策を考える場合、避難行動要支援者本人の「自助」による防災意識の向上のみならず、地域住民による「共助」の意識の向上が必要です。防災訓練等を実施する際には、避難行動要支援者本人も含めた訓練にも取り組みましょう。

ア 避難行動要支援者本人及び家族に対する啓発

- ① 災害発生時は、近隣全てが被災者という状況になります。自分の身は自分で守ることを基本とする姿勢をもってもらいましょう。避難行動要支援者名簿に登載されることによって、避難支援者が必ず支援できるものでないことを理解してもらいましょう。
- ② 家具を固定したり、ガラスが割れて飛散しないようフィルムを貼ったりするなど家の中の安全対策を呼びかけましょう。
- ③ 非常持出品・非常備蓄品として、1週間分程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、医薬品などを準備しておくように呼びかけましょう。
- ④ 災害発生時に避難行動要支援者が望む援助や必要とする支援内容等を支援者に明確に伝えられるよう、その情報を記述するなどしておいてもらいましょう。

イ 地域住民に対する啓発

- ① 地域の自主防災組織の活動を理解してもらい、積極的な参加を呼びかけましょう。
- ② 防災研修会や各種行事、広報誌等を利用して、防災に関する知識の普及、啓発を図るとともに、避難行動要支援者への配慮について呼びかけましょう。
- ③ 家の中の安全対策などが自力でできない避難行動要支援者に代わり、

作業を行うなどの共助の意識を育み、地域住民同士の支援体制づくりを推進しましょう。

- ④ 避難支援対策を想定した訓練に積極的に参加し、災害発生時における避難行動要支援者への対応方法を学んでもらいましょう。

(5) 情報収集・伝達手段の整備

災害発生時には、避難行動要支援者の状態に応じた迅速かつ的確な指示ができるよう、各種の災害を想定してできるだけ多くの情報収集・伝達手段を確保しておく必要があります。

収集した情報を避難行動要支援者へ伝達するには配慮が必要です。コミュニケーションは個々によって異なるため、分かりやすい言葉、筆談、身振り、絵、図などを用いてその人にあった方法で伝えましょう。

ア 市からの情報伝達手段

市は主に下記的手段により市民の方へ情報伝達を行います。

- ① 報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
- ② 同報系防災行政無線
- ③ ケーブルテレビ
- ④ インターネット、ホームページへの掲載
- ⑤ 広報車の巡回
- ⑥ 電話応答システム
- ⑦ メール（事前登録要）
- ⑧ ファクス（事前登録要）
- ⑨ 携帯電話会社のエリアメール、緊急速報メール（事前登録不要）
- ⑩ 緊急告知ラジオ

→資料2 同報系防災行政無線の運用について

イ 地域における情報伝達

自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者は、市からの情報に加え、テレビやラジオから情報の収集に努め、地域の避難行動要支援者に速やかに伝達する体制づくりに努めます。

ウ 避難行動要支援者からの情報発信手段

声を出しにくい障がい者の場合、倒壊家屋に閉じ込められた場合などに、自分の居場所を伝えることができるよう、ホイッスル等の携帯を呼びかけましょう。

(6) 避難行動要支援者の住宅の点検

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊やたんす等大型家具の下敷きになったことにより、多数の死傷者が出ました。避難行動要支援者に限らず、家屋の耐震性や家具調度品の置き場所や据え付け方法を以下の点に注意してチェックしましょう。これらのチェックは原則として本人が自身の住宅に対して行うものですが、本人や家族が行うことができない場合は、依頼に応じて、避難支援者等が支援し、チェックを行いましょう。

ア 安全な住まい方や家具の固定

- ① 家具・電化製品を固定する（要件を満たすことで市から補助金が交付されます）。
- ② 重いものは下部に、軽いものは上部に入れ、扉が振動で開かないようにするといった収納の工夫と、落下の危険があるものは落下防止の措置をとる。
- ③ 窓や食器棚などのガラスが割れて飛散しないようフィルムを貼るなどの措置をとる。
- ④ 災害発生時に避難できるように避難の妨げとなる家財がないか、特に家の出口に障害物がないか確認し、家の中を整理整頓する。

イ 住宅の耐震化

- ① 住宅の耐震診断を行う（要件を満たす住宅は無料で耐震診断を受けることができます）。
- ② 耐震化が必要な場合は耐震補強を行う（要件を満たすことで市から補助金が交付されます）。
- ③ 耐震化が困難な場合は、寝室等の安全な空間を最小限確保する。

ウ 借家における地震対策

- ① 家主にお願いし、耐震診断や耐震化を進める。
- ② 家具の固定やガラスの飛散防止などを家主に相談して実施する。

→資料3 津市耐震化事業について

(7) 支援体制の整備

受け取った名簿情報をもとに、避難行動要支援者の支援体制を整備します。支援体制整備については、以下を参考とします。

ア 地域で想定される被害の検討

洪水や津波による浸水の発生するおそれがある地域や液状化被害が発生するおそれがある地域など、住んでいる地域により考えられる被害は異なることから、必要となる支援の内容も異なります。地域の特性に応

じた支援方法を事前に検討します。

イ 避難行動要支援者ごとの避難支援の検討

災害時の避難支援等を行うため、避難行動要支援者名簿の受取にあわせて、平常時から支援方法を検討しておく必要があります。地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画（資料１－５）を作成することが有効となります。

ウ 避難支援等関係者との連携

避難行動要支援者の状況を把握している民生委員や地域の実情を把握している自治会、自主防災組織等と連携します。また、避難行動要支援者との信頼関係に基づく取組が必要であることから十分な話し合いにより信頼関係を深めることが重要です。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自分自身や家族等の安全確保を最優先することとし、支援を行う際には、無理をせず、可能な範囲での支援を行うこととします。また、少人数での活動に限界が生じた際には、地域における他の支援者に応援を求めることも必要です。

(8) 要配慮者が参加する避難訓練の実施

要配慮者を迅速かつ的確に避難誘導するためには、要配慮者本人が努力するとともに、地域による支援体制を構築することが必要です。

このため、平常時から支援者を中心とした協力関係を構築することが重要です。

具体的には、地域の防災訓練に避難行動要支援者と避難支援等関係者がそれぞれ参加し、避難訓練や避難所運営訓練等を通じて、それぞれが顔の見える関係を構築することが有効となります。

なお、市が実施する総合防災訓練においても、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援等の訓練を実施します。

【避難行動要支援者支援の参考事例】

① 個別避難計画

名簿情報には掲載されていない避難行動要支援者ごとの支援方法を記載した計画を本人・地域が記載し作成します。 →資料１－５ 個別避難計画様式

② 避難行動要支援者マップ

住宅地図等に、支援が必要となる避難行動要支援者宅やそれらの方を支援する支援者宅、避難先等の情報を示した地図を作成します。

③ 玄関先へのタオル掛け

発災後に、無事なら玄関にタオルを掛けておくなど、ルールをあらかじめ決めておき、安否確認ができるよう取り組むものです。

6 災害発生時の対応

(1) 避難行動要支援者の救出、避難誘導等の応急活動

災害発生直後は、市、警察、消防が稼働できるようになるまでには、地域における住民の活動が中心になると考えられます。このため自主防災組織などによる避難行動要支援者の救出、避難誘導活動が非常に重要になります。

ア 支援者はあらかじめ定めた救出、避難誘導體制に基づき、速やかな行動と情報収集に努めます。道路の冠水・陥没、避難所の被害等により定められた手段で定められた場所に避難できない場合は、近隣の公共施設や高台、津波避難ビルなどへ一時避難します。

イ 救出にあたっては、避難支援者等による協力のもとに行いましょう。

ウ 避難誘導先は、一時的には指定避難所へ誘導することとします。ただし、津波発生時には、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ迅速に誘導することを基本としますが、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、堅牢な高い建物、あるいは津波避難ビル等に一時的に緊急避難するものとします。

エ 平常時に想定されている避難行動要支援者に加え、災害により家族や近隣の援護を失ったりするなどして、新たに発生する避難行動要支援者に対して的確に対応しましょう。

(2) 避難情報等の伝達と安否情報等の収集

地震等の災害により甚大な被害を受けた場合に、迅速に避難行動要支援者を避難誘導するには、地域の住民相互の協力が不可欠です。また、安否情報等を収集し、安否不明者の搜索、救出を迅速に行うためにも、市、消防等との連携をしつつ、地域住民が一体となって活動することが重要です。

ア 避難情報等の伝達

地震や津波等の発生により避難が必要となった場合には、あらゆる手段を活用して危険を知らせ、迅速な避難を促すために情報を伝達することが必要です。

イ 安否情報等の収集

取り残された避難行動要支援者を救出するため、災害発生時の安否確認を速やかに行うことが重要です。

① 事前に把握した避難行動要支援者の所在情報に基づき、迅速に安否

等の状況を確認するため、避難所において避難してきた避難行動要支援者を把握します。

- ② あらかじめ定めておいた担当者からの報告、一緒に避難してきた住民や自主防災組織等との情報交換により避難行動要支援者の救助や避難の状況を把握します。状況が把握できない避難行動要支援者については救助の応援や、場合によっては消防、警察に救助を依頼する等の措置を講じます。

- ③ 地域で把握しているその他の要配慮者についても可能な限り安否等の情報を収集します。

(3) 避難所の運営における支援

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、市は避難所を開設します。避難所の運営は原則的には市職員が行いますが、大規模災害時の避難所運営を円滑に行うためには、自主防災組織を中心とした地域住民主体の運営を行うことが重要になります。ここでは、そのような場合に地域住民の方で行うことが望ましい点について記述します。

ア 避難所の開設期

- ① バリアフリー化がされていない避難所については、できる限り出入り口の段差の解消や、通路の幅員の確保を行います。
- ② 避難行動要支援者名簿をもとに、迅速に安否確認に取りかかります。
- ③ 要配慮者の居住空間に配慮するなどの工夫を行います。

イ 要配慮者に配慮した情報の提供

- ① 災害発生時は情報が不足しがちとなるため、ラジオを設置するなど報道機関の情報が得られるようにし、要配慮者に伝達します。
- ② 物資の供給場所や供給方法など避難所内部の情報提供についても、音声、掲示・ビラ（文字）等複数の方法により伝達します。

ウ 要配慮者に配慮した物資等の提供

- ① 食料品については、できる限り柔らかいもの、温かいものなど個々の要配慮者に応じたものを供給するよう努めます。
- ② 車椅子や介護用品など可能な限り確保・供給に協力します。

(4) 在宅の要配慮者に対する応急活動

避難せずに済んだ在宅の要配慮者についても、日常的な生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供等の情報伝達を行うことが必要です。

ア 在宅の要配慮者の所在把握及び情報提供

- ① 避難せずに済んだ在宅の要配慮者についても、所在情報をもとに、現状等の情報収集に努めるとともに、必要な情報提供ができるよう工夫します。
- ② 避難所と違い在宅生活者への情報提供は遅れてしまうおそれがあるので、広報誌等の配布や掲示板の場所等の伝達を行い、確実に情報が提供されるように工夫します。

イ 在宅の要配慮者に配慮した物資の供給

- ① 在宅の要配慮者についても、ニーズの把握を行い、必要に応じて食料、飲料水、介護用品等の供給に協力します。
- ② 救援物資等の提供体制が避難所を中心に行われることが考えられることから、物資配布日の連絡や取りに行けない人に対する支援等に協力します。

7 避難行動要支援者制度に係るよくある質問

Q なぜこのような制度が必要なのでしょう？

A 阪神・淡路大震災では家族や隣近所の方たちによって、救出された人の割合は全体の約 8 割と非常に高くなっています。大規模災害時には、防災関係機関による支援が十分に行き渡ることが難しい状況になるため、隣近所での助け合い（共助）が重要になります。

Q 誰でも避難行動要支援者として登録できるのでしょうか？

A 市では、本マニュアル 3 ページに記載している方を対象としています。しかし、中には市の定める条件には満たないが、総合的にみて支援が必要な方もいることから、そういった方は、「避難行動要支援者名簿情報登録申出書」（資料 1－4）を提出し、市のヒアリングを受けることで、支援が必要な状況である判断された場合には、その他市長が必要と認める者として避難行動要支援者名簿に登録することができます。

Q 名簿情報の提供は個人情報保護法違反ではないのでしょうか？

A 災害対策基本法において、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととなっています。津市においては、「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を定めていることから、法令違反には当たりません。

Q 避難行動要支援者名簿を見せて良い範囲は？

A 市から避難行動要支援者名簿をお渡しするのは、避難支援等関係者となります。その組織内であれば、役員や各班長、組織の構成員に開示することが可能です。ただし、コピーをして構成員に渡すと、名簿が散在してしまうため、コピーは禁止させていただきます。

個人情報のため、名簿や台帳の管理は厳重に行い、取扱いに注意しましょう。また、支援以外の目的で使用することはできません。

Q 避難支援者は何をするのでしょうか？

A 避難支援者は平常時には、声かけを行うなど積極的にコミュニケーションをとるようにしましょう。災害時には、災害に関する情報提供、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出活動など事前に検討した必要な支援を行います。

Q 避難支援者はどこまで責任を負うのでしょうか？

A この制度はあくまでも、地域の人に可能な範囲内での支援をお願いするものです。避難行動要支援者への支援は、「自分や家族が無事で、自分が動ける状態の時」が大前提です。条件が整わない中で支援者の役割が果たせなかったとしても、責任を問われることはありません。

Q 避難支援者が見つからない場合はどうなるのでしょうか？

A これまでの大規模災害時における経験から行政の手の届かない部分も多く想定され、地域における救助や支えあいが重要とされています。この制度は、地域における支えあい（共助）の促進を目的としているものであるため、直接支援する個人や班が見つからない場合は組織全体で支援が行えるような体制づくりをお願いします。

Q 重度な介護状態で安否確認まではできるが、その後の支援が難しい。どうすればよいか？

A 平常時にご本人や家族と災害時の避難方法について、話し合い、場合によっては、介護サービス事業者等も含めた支援方法を検討しましょう。

Q 提供された名簿により義務や責任が発生しますか？

A 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、守秘義務が課せられますので、正当な理由なく他人に名簿情報を漏らすことはできません。適正な管理をお願いします。

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申出人 氏 名

電 話

避難行動要支援者との続柄

※自署でない場合は記名と押印が必要です。

津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて拒否の申出をします。

ふりがな				性 別	男・女
氏 名					
生年月日		年 月 日			
住 所					
自治会名					
連 絡 先	自宅電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番 号				
	メールアドレス				

第 2 号様式（第 2 条関係）

資料 1 - 2

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申出人 氏 名

電 話

避難行動要支援者との続柄

※自署でない場合は記名と押印が必要です。

年 月 日付けで避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて拒否の申出をしましたが、津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、拒否の申出に係る撤回の申出をします。

ふりがな				性 別	男・女
氏 名					
生年月日		年 月 日			
住 所					
自治会名					
連絡先	自宅電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番 号				
	メールアドレス				

避難行動要支援者名簿情報変更申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申出人 氏 名

電 話

避難行動要支援者との続柄

※自署でない場合は記名と押印が必要です。

津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり変更の申出をします。

氏名	変更前	(ふりがな)	
	変更後	(ふりがな)	
住所	変更前		
	変更後		
連絡先	変更前	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	変更後	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
避難支援等を必要とする事由	変更前		
	変更後		
その他	変更前		
	変更後		

避難行動要支援者名簿情報登録申出書

資料 1 - 4

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

住 所

申出人 氏 名

電 話

避難行動要支援者との続柄

※自署でない場合は記名と押印が必要です。

私は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とすることから、津市避難行動要支援者名簿への登録の申出をします。

名簿登録に際しては、平時から避難支援等関係者へ下記の名簿情報を提供することについて同意するとともに、災害の規模や避難支援等関係者の状況等によっては、避難支援が受けられない場合があることを理解しています。

ふりがな				性 別	男・女
氏 名					
生年月日		年 月 日			
住 所					
自治会名					
連 絡 先	自宅電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番 号				
	メールアドレス				
身体状況 (該当に複数レ)		☐ 要介護認定者【 ☐ 要介護 1, ☐ 要介護 2】 ☐ 身体障害者手帳所持者【 ☐ 2 種】 ☐ 療育手帳【 ☐ B 1, ☐ B 2】 ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持者【 ☐ 3 級】 ☐ その他 () 身体状況が確認できる手帳等の写しを提出してください。			
支援が必要な理由 (具体的に)					

個別避難計画

地域		自治会		自主 防災会	
避難 行動 要 支援 者 の 状 況	氏 名			生 年 月 日	
	住 所				
	居 所		携 帯 電 話		
	同居家族等				
	災害時の行 動				

避難 場 所	避難場所		緊急時 連絡先	名	
				町	
				TEL	
		指定避難所			
	支援の有無		摘要		

支 援 者 記 入 欄	避難支援等 実施者 1	氏 名	(団体名および代表者)		
		住 所			
		連 絡 先	電話番号①	②	
	避難支援等 実施者 2	氏 名	(団体名および代表者)		
		住 所			
		連 絡 先	電話番号①	②	

(裏面へ)

【支援者が記入】

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない (聞き取りにくい) ☐ 物が見えない (見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
特記事項	
避難時の支援方法	「指定避難所」等へ避難が必要な場合 ☐ 避難開始時間の目安の助言 ☐ 避難経路の助言 ☐ 送迎の実施 ☐ ☐ ☐

No.	機関	電話番号
1	津市災害対策本部 (防災室)	059-229-3104
2	総合支所地域振興課	
3	津警察署	059-213-0110
4	津南警察署	059-254-0110
5	消防本部	059-254-0119
6	津市 (高齢福祉課)	059-229-3156
7	津市 (障がい福祉課)	059-229-3157
8	津市 (介護保険課)	059-229-3149
9	津市 (福祉政策課)	059-229-3150
10	電話応答システム	0800-200-1699
11		
12		
13		
14		

避難行動要支援者避難支援活用シート【No. 】

作成者： 連絡先：

作成日： 年 月 日

避難行動要支援者	ふりがな氏名		男女	生年月日	年 月 日
	住所	津市 (アパート等名)		自治会名	
	自宅電話	— —	携帯電話	— —	
	ファックス	— —	携帯メール	@	
	区分 (該当するものの全てにレ)	☐ 65 歳以上のみ世帯【 ☐ 要支援の認定, ☐ 要介護の認定】 ☐ 介護認定者 () ☐ 各種障害者手帳所持者 () ☐ 障害福祉サービスを受けている難病患者 () ☐ その他 ()			
	身体状況 (該当するものの全てにレ)	☐ 寝たきり ☐ 歩行困難 ☐ 足腰が弱く移動に時間がかかる ☐ 視覚障がい ☐ 聴覚障がい ☐ 避難の必要性の判断が困難 ☐ 日常生活で介助が必要 (食事・トイレ・着替え・移動)			
	家族構成	人 (本人含む) [] (本人からみて)			
	日常生活での慣行的行動				
	その他				
	緊急時の家族等の連絡先				
氏名	続柄	住所	電話番号		
具体的な支援内容及び避難誘導上の特記事項					
支援者	氏名	関係	住所	電話番号	
一時避難場所					
避難所	(電話 —)		(電話 —)		

災害時安否確認欄

市では、大雨による浸水・土砂被害や、地震・津波などの災害が予想される
ときなどに市民の皆さんにいち早く正確な情報をお伝えするために、デジタ
ル同報系防災行政無線システムを整備しました。

市内 4 8 7 箇所に設置した屋外拡声子局（屋外スピーカー）から、サイレン
や音声で防災情報を直接市民の皆さんにお知らせします。

また、屋外拡声子局からの放送を補完するために、Web サイト、メール、フ
ァクス、電話応答などの様々な方法で屋外拡声子局で放送された内容の提供・
配信を行っています。



屋外拡声子局

【無線放送に関する各種サービスについて】

○津市ホームページ

防災に関する情報を掲載した専用の Web サイトを開設しています。この
サイトから、屋外拡声子局の放送内容の確認やメール配信サービスへの登
録ができます。

URL

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1489387320615/index.html>



○メール配信サービス（事前登録要）

屋外拡声子局から放送した内容をメールでお知らせします。事前に登録
が必要となります。



【登録用ページ】

津市ホームページのメール配信ページから案内に従い登録してくださ
い。

右の QR コードを携帯電話で読み取っていただくか、下記 URL へアク
セスし、案内に従い登録してください。

URL : <http://tsu-city.site.ktaiwork.jp/>



※津市の携帯用サイトからも登録できます。

携帯用サイトのトップ画面から「防災情報」→「津市防災情報メールの
ご案内」の順にクリックして進んでください。

○ファクス配信サービス（事前登録要）

屋外拡声子局から放送した災害などの緊急情報について、ファクスで配
信を行います。事前に登録が必要となりますので、配信を希望される場合は、
津市ホームページをご覧ください。危機管理課へお問い合わせください。



○電話応答システム

屋外拡声子局からの放送が聞き取れなかった、聞きづらかった場合に、次
の電話番号へ電話をいただくと音声ガイダンスにより放送された内容をご
確認いただけます。



0 8 0 0 — 2 0 0 — 1 6 9 9
(0 5 9 — 2 2 1 — 5 4 2 4)

ガイダンスに従い地域番号を選択して下さい。

①津②久居③河芸④芸濃⑤美里
⑥安濃⑦香良洲⑧一志⑨白山⑩美杉

○緊急告知ラジオ

津市緊急告知ラジオとは、避難情報の発令時に FM 三重が発信する信号を
受信することで自動的に起動し、避難情報をお伝えするラジオです。一定の
条件を満たす対象者に無償で貸与しますので、災害時における情報伝達ツ
ールの一つとして、ぜひご活用ください。

問い合わせ先 津市危機管理課

T E L 059-229-3281

F A X 059-223-6247

【木造住宅無料耐震診断】

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に、無料で耐震診断を実施。

申込期間：4月から翌年1月末まで。ただし、予算の上限に達した場合、期限前に受付を終了することがあります。

【木造住宅耐震補強計画事業補助金】

耐震補強工事を行うための設計に対する補助金。

耐震診断を行った結果、評点が0.7未満と判断された住宅を評点が1.0以上となる補強計画（補強工事の設計書）をこれから作成する方を対象。

補助金額：補強計画（設計）に要する費用（最高18万円）

※精密診断法により設計する場合は最高34万円

【木造住宅耐震補強事業補助金】

耐震補強工事に対する補助金。

耐震診断を行った結果、評点が0.7未満と診断された住宅を1.0以上となる耐震補強工事をこれから行う方を対象。または、評点が0.7以上1.0未満となる準耐震補強工事をこれから行う方を対象。

補助金額：耐震補強工事に要する費用（最高157万5千円）

準耐震補強工事に要した費用の2/3（最高30万）

（耐震補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合は、別途最高20万円）

【木造住宅除却事業補助金】

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を、これから除却する所有者の方を対象に除却費用の一部を補助。

対象住宅は、耐震診断で評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の木造住宅等、又は容易な耐震診断調査票（自己診断）により倒壊の危険性があると判断された木造住宅。

補助金額：除却工事に要する費用の23%（最高30万円）

【耐震シェルター設置事業補助金】

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の1階部分に、耐震シェルターの設置をこれから行う方を対象。

補助金額：耐震シェルターの本体及び設置費用（最高100万円）

【家具等転倒防止対策事業補助金】**家具等の転倒防止対策に対する補助金。**

自らが居住する住宅で、地震等による転倒を防止するため、家具等の固定のために金具等をこれから取り付ける方（専門家による取付けが必要）を対象。

補助金額：取付等に要した費用の9／10（最高1万円）

【家具等転倒防止対策啓発事業】

自らが居住する住宅で、地震等による家具等の転倒を防止するための、固定金具の配付及び取付支援を無償で実施するもの。

配付金具数：L字金具（小）4個、L字金具（中）2個、連結金具2個、皿木ネジ（φ3.8×32）24本、皿木ネジ（φ3.1×20）8本

* 補助金を受けていただくには、市へ事前の申請が必要です。

* 募集件数に達し次第、申し込みを締切させていただきます。

* 制度が変更になる場合がございますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震補強計画事業補助金、木造住宅耐震補強事業補助金、木造住宅除却事業補助金、耐震シェルター設置事業補助金】について、詳しくは下記までお問い合わせ下さい

問い合わせ先

津市建築指導課 TEL 059-229-3187

FAX 059-229-3336

【家具等転倒防止対策事業補助金、家具等転倒防止対策啓発事業】について、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

津市防災室 TEL 059-229-3104

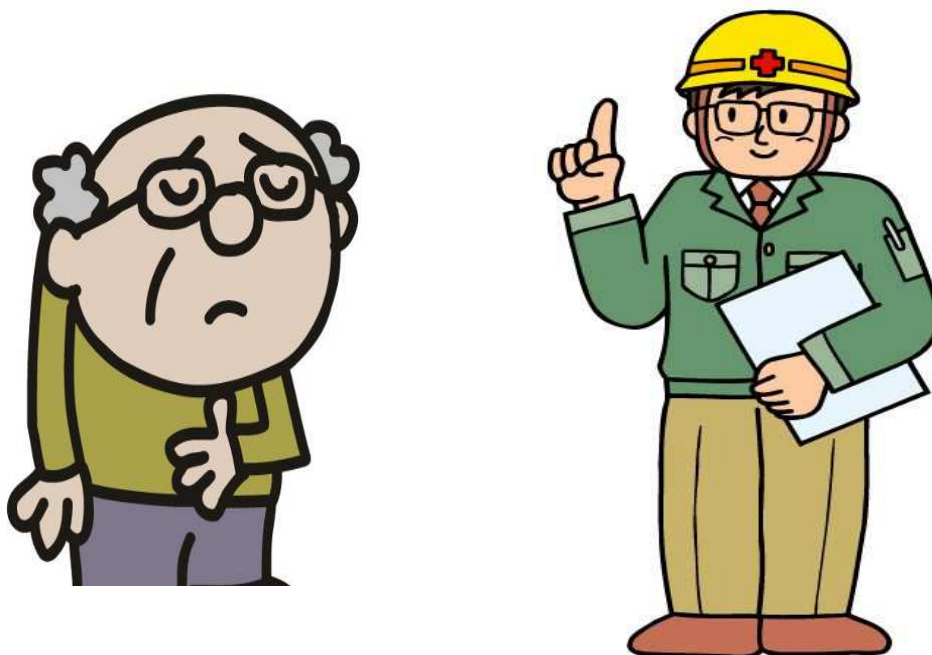
FAX 059-223-6247

障がいの種類や程度などの状況によって、配慮することや注意することはさまざまです。避難行動要支援者の特徴や支援のポイントについてご紹介します。

(1) 高齢者

ア ひとり暮らし高齢者の方への配慮

特徴	支援のポイント
○周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合がある。 ○体力が衰え、行動機能が低下しているが、多くは自力で行動できる。 ○地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	●社会参加を積極的に呼びかけましょう。 ●一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●災害時には、適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。



社会参加を積極的に呼びかけ、一緒に避難所ま

での道のりを確認するなど災害に備えましょう。

イ 寝たきりの方への配慮

特徴	支援のポイント
○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の安全を守ることが難しい。 ○相手に自分の状況を知らせることが難しい。 ○担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。	●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。 ●医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。 ●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難誘導にあたきましょう。



災害時にはいち早く安否確認に向かいましょう。

ウ 認知症を有する方への配慮

特徴	支援のポイント
○自力で判断し、行動することが難しい。 ○相手に自分の状況を知らせることが難しい。	●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、叱ったりすることは決してしないようにしましょう。 ●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。 ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。



必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。

(2) 視覚障がいのある人

特徴	支援のポイント
○視覚により被害状況等の情報収集が難しい。 ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなり、自分ひとりでは動くこと、避難することができない。 ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。	●日頃からあいさつや声かけを行うなど、音声によるコミュニケーションを積極的にとるよう心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて（音声による情報伝達が必要）、不安をやわらげてあげましょう。 ●避難誘導をする際は、ゆっくり、自分が先に立って誘導しましょう。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導しましょう。



避難誘導する際は、段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導しましょう。

(3) 聴覚障がいのある人

特徴	支援のポイント
○外見からは障がいのあることが分からない。 ○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。 ○音声（テレビ・ラジオ・電話など）による被害状況などの情報収集が難しい。 ○必ずしも手話ができるわけではない。	●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。また口の動きで言葉を理解できることもありますので、身振りを交え、正面から大きく口を開けて、ゆっくり話しましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。 ●避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などを利用し、情報を伝えましょう。

身振りを交えてコミュニケーションを積極的にとりましょう。



筆談をするために、筆記用具や紙を用意しておきましょう。

(4) 音声・言語機能に障がいのある人

特徴	支援のポイント
○外見からは障がいのあることが分らない。 ○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。	●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。また相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。



相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。

(5) 肢体不自由のある人・平衡機能障がいのある人

特徴	支援のポイント
○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体を守ることが難しい。 ○自立歩行が困難な方や寝たきりの方など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。 ○まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。	●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。



車いす等の移動用具の取扱い訓練を行いましょう。

(6) 内臓機能（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸）に障がいのある人

特徴	支援のポイント
○障がいの程度や種類によって、必要な支援が大きく異なる。 ○外見だけでは、障がいがあるかどうか分かりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○適切な医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品がなければ、命に関わる場合がある。 ○災害の状況によって、状態が悪化することがある。	●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。 ●かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品など事前に確認しておきましょう。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。



普段から災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。

(7) 知的・発達に障がいのある人

特徴	支援のポイント
○災害の発生による環境等の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。 ○急激な環境の変化に順応しにくい。	●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、叱ったりすることは決してしないようにしましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。 ●言葉が伝わりにくい場合には、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえよう工夫しましょう。 ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、手を引いて、安全に誘導しましょう。



言葉が伝わりにくい場合には、簡単な絵やジェスチャーで理解してもらえよう工夫しましょう。

(8) 精神障がいのある人

特徴	支援のポイント
○多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 ○災害発生による環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある。	●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、避難行動要支援者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●服用している薬の名前や量を事前に確認しておきましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。 ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。



災害時にはいち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。

支援体制の構築とはどのようなものか？

○地域での支えあいの組織

高齢者や障がい者が日常的に地域とのつながりを持ち、助け合うため、「支えあいネットワーク会議」を立ち上げ、津市社会福祉協議会、津市、自治会、警察、消防、民生委員、病院、介護保険事業者が一堂に会し、高齢者等に係る課題や地域支援などについて検討している。

避難行動要支援者に災害情報をどのように伝達すればよいのか？

○情報伝達体制の整備

自主防災組織等のリーダーはあらかじめ地区ごとに連絡網等を整備し、情報を入手したら、速やかに地区住民に伝達する。また、伝達内容の書式を事前に作成し連絡内容の漏れないように工夫してある。連絡網の更新は、年 1 回または役員交代の際に行うこととしている。

実災害において、避難行動要支援者の避難支援はどのように行われたのか？

○防災マップの作成

市から提供された避難行動要支援者名簿をベースに要配慮者や避難支援等関係者の居住地や避難所の位置等を地図上に明記し、全体の状況を把握できます。また、ハザードマップを重ねた分析、避難経路の計画等にも活用できます。

- ・災害発生の予兆現象が確認されたとき（崖から水が濁る、斜面から水が噴き出るなど）すみやかに防災マップに記されている各組の避難場所に避難を開始する。

避難する際は、沢からの土石流、がけからの落石、路肩の崩壊に注意する。

避難所で避難行動要支援者支援を円滑に行うために、どのような訓練をすればよいのか？

○避難所運営委員会の設置

災害時には避難者である地域住民が、避難所を一定期間の臨時の生活拠点として機能させるため、避難所を運営する自治組織「避難所運営委員会」を設立することとしている。

単位自治会ごとに一時集合場所に集合し、安否確認後、小学校（避難所）へ移動→避難者受付（避難者名簿作成）→物資配給、炊き出し訓練、情報伝達訓練、資機材取扱い訓練などを行う。

【お問い合わせ先】

○避難行動要支援者名簿への登載に関すること

本庁舎の担当課（避難行動要支援者の対象によって問い合わせ先が異なります。）

対象	担当課	電話	F A X
65 歳以上の人	高齢福祉課	229-3156	229-3334
障害者手帳が交付されている人	障がい福祉課	229-3157	
介護保険の要介護認定を受けている人	介護保険課	229-3149	
登録制度全般に関すること	福祉政策課	229-3150	

各総合支所の市民福祉課（対象による問合せ先の区別はありません。）

総合支所名	電話	F A X	総合支所名	電話	F A X
久居（福祉課）	255-8827	255-6634	河芸	244-1703	244-1713
芸濃	266-2515	266-2522	美里	279-8116	279-8125
安濃	268-5516	268-3357	香良洲	292-4302	292-4318
一志	293-3003	293-3021	白山	262-7015	262-4712
美杉	272-8084	272-0235			

○避難行動要支援者支援活動（自主防災活動）に関すること

本庁舎の担当課

担当課	電話	F A X
防災室	229-3104	223-6247

各総合支所の地域振興課

総合支所名	電話	F A X	総合支所名	電話	F A X
久居	255-8816	255-0960	河芸	244-1700	245-0004
芸濃	266-2510	266-2522	美里	279-8111	279-8125
安濃	268-5511	268-3357	香良洲	292-4374	292-4318
一志	293-3138	293-5544	白山	262-7011	262-5010
美杉	272-8080	272-1119			

令和 6 年 3 月の改訂概要

- ・ 個別避難計画様式の修正
- ・ その他、文章表現の修正及び是正